

赤穂教育 プラン

— 第2期赤穂市教育振興基本計画 —



赤穂市

【目次】

基本理念	1
第1部 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成	3
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
第2部 教育をめぐる現状と課題	5
1 教育を取り巻く社会情勢等	5
(1) 超スマート社会 (Society5.0) の到来	5
(2) 人生100年時代への移行	5
(3) グローバル化の進展	6
(4) ICTの活用などによる学力向上への取組	6
(5) 不登校児童・生徒への支援	7
(6) 働き方改革	7
(7) 学習指導要領の改訂	7
(8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応	8
(9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用	8
2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要	9
3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題	9
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	9
(2) 個人の価値観や市民意識等の多様化	10
(3) 多文化共生社会の到来	10
(4) 情報化社会への対応	11
(5) 環境保全活動への取組	11
(6) 教育施設等の維持管理	12
(7) 保育所待機児童の解消	12
(8) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい時代の学校教育	12
第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり	13
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	13
・重点目標2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	16
第4部 5年間の取組の具体的内容	18
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	18
基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	18
実践目標1 就学前教育・保育内容の充実	18
実践目標2 就学前教育・保育提供体制の確保	19

実践目標 3	就学前教育・保育施設の整備	19
実践目標 4	幼保一体化の推進	20
実践目標 5	「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進	21
実践目標 6	「すこやかな体」の育成	24
実践目標 7	特別支援教育の充実	25
実践目標 8	コミュニティ・スクール等による地域協働の充実	25
実践目標 9	学校施設の整備	26
実践目標10	情報教育環境の向上	26
基本施策 2	未来を拓く青少年の若い力を育てる	27
実践目標 1	青少年健全育成の推進	27
実践目標 2	家庭教育の充実	27
実践目標 3	指導相談活動の充実	27
実践目標 4	教育と福祉の連携充実	28
実践目標 5	学ぶ機会の保障	28
・重点目標 2	歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	29
基本施策 1	生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	29
実践目標 1	子育て支援の充実	29
実践目標 2	生涯学習の推進	30
実践目標 3	図書館サービスの充実	30
実践目標 4	各種スポーツ施設の充実	31
実践目標 5	スポーツ活動の推進	32
基本施策 2	歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	33
実践目標 1	歴史文化遺産の調査研究・保全・整備	33
実践目標 2	歴史文化遺産の市民への周知	33
実践目標 3	文化施設と文化芸術活動の充実	34
実践目標 4	特色ある文化活動の推進	35

基本理念

“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。そして、「予測困難な時代」といわれるこれからの社会において、その変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていけるよう、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が図られなければなりません。

そのため、赤穂の人々が生涯にわたり夢と志をもち、学校教育、歴史や文化、スポーツを通じて個性や能力を発揮し、主体的に活躍できる教育環境の整備と地域コミュニティの構築を推進し、次代をになう自立する人づくりを目指します。

第1部 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月、制定から約60年ぶりに教育基本法の全面改正が行われ、教育行政については、国の責任と地方公共団体との適切な役割分担を明示するとともに、地方にも地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

また、兵庫県においては、平成31年2月に第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」を策定し、基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」とし、「『未来への道を切り拓く力』の育成」を重点テーマに加え、子どもが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を目指す取組が進められています。

こうした動きのなかにおいて、教育の根本的な改革と同時に、社会情勢の変化に合わせた新しい時代を拓く教育を構築していく必要があります。

赤穂市(以下、「本市」という。)では、「2030 赤穂市総合計画」における4つの柱*のひとつに『人』「歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり」を設定しています。その実現を目指す教育計画については、総合計画の部門計画として位置づけ、総合的・計画的に教育課題に取り組むこととしています。

そこで、赤穂市教育委員会においては、平成23年3月に策定した「赤穂市教育振興基本計画」が令和2年度に終了することから、社会の変化やそれに伴う教育課題を踏まえ、新たに「第2期赤穂市教育振興基本計画」を策定するものです。

※ 2030 総合計画の4つの柱

社会潮流や市民の皆様の意識を踏まえ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力が未来に引き継ぐための基本的な方向性を『安心』・『快適』・『元気』・『人』の4つの柱として設定している。

『安心』 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

『快適』 自然環境と都市環境とが調和した住みよいまちづくり

『元気』 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

『人』 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

教育基本法(抜粋)

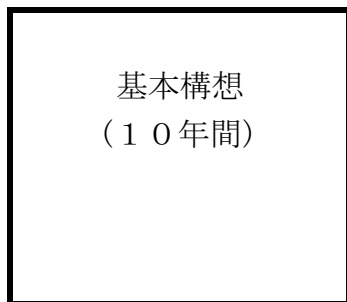
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

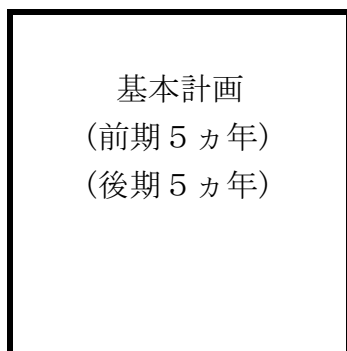
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の構成

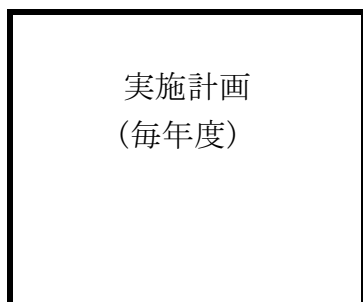
赤穂市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」）は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、それぞれの役割は次のとおりです。



基本構想
(10年間)



基本計画
(前期5ヵ年)
(後期5ヵ年)



実施計画
(毎年度)

① 基本構想

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、本市の教育の目指すべき姿と、それを達成するために必要な振興施策の大綱を定めます。

期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

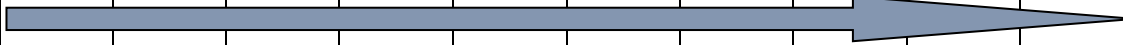
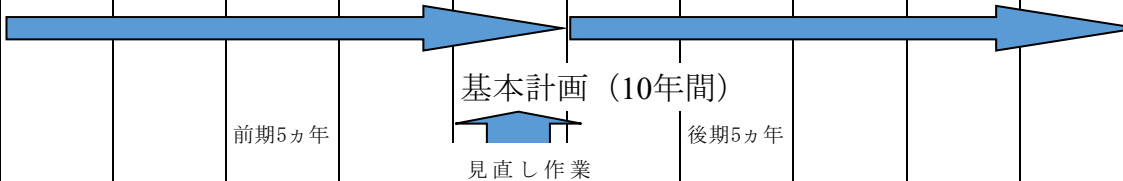

② 基本計画

基本計画は、本市の教育施策の基本的方向を明らかにするもので、基本構想における教育の姿及び施策の体系を具体化するための指針として定めますが、社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5ヵ年と令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの後期5ヵ年とします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するための計画であり、具体的な内容(事業や目標)については、社会情勢や教育行政を取り巻く環境、また財政状況の変化に影響を受けることから実施計画(赤穂市教育努力目標)を定め、毎年度事業の見直しを行います。

3 計画の期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想	 基本構想 (10年間)									
基本計画	 基本計画 (10年間) 前期5ヵ年 後期5ヵ年 見直し作業									
実施計画	 赤穂市教育努力目標 (毎年度見直す)									

4 計画の特徴

① 広く意見や考え方を反映した計画

教育振興基本計画策定にあたっては、計画骨子（案）の検討段階から、学識経験者、社会教育委員、教育委員会事務局の関係部署、学校園所及び保護者並びに市民公募委員から構成する検討委員会及び教育委員会で議論を重ね、また市民意見聴取（パブリックコメント）を通して、市民の皆様にご教育振興基本計画策定のプロセスに広く参加いただき、その意見や考え方を反映しながら教育振興基本計画を策定しています。

② 目標指標を設定した計画

進行管理を適切に行いながら、教育振興基本計画の達成度を検証するため、基本計画における実践目標に主な目標指標を設定しています。

第2部 教育をめぐる現状と課題

1 教育を取り巻く社会情勢等

(1) 超スマート社会（Society5.0）※の到来

I o T※やビッグデータ※、A I※等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。A Iの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になっています。

本市においても、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、国の「G I G Aスクール構想※」の前倒しにより整備する児童生徒一人一台タブレット端末等のI C T機器を効果的に活用した授業の充実を図り、主体的に情報を収集・比較・選択し、効果的に表現する等、「情報活用能力」の育成に取り組んでいく必要があります。

※ 超スマート社会（Society5.0）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

※ I o T

Internet of Thingsの略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術のこと。

※ ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

※ A I

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

※ G I G Aスクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育の児童生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる国の構想のこと。

(2) 人生100年時代※への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力

を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、図書館の利用や文化・芸術・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習※に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

※ 人生100年時代

日本は長寿大国であり、寿命が100年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

※ 生涯学習

教育基本法第3条で、生涯学習の理念として「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。

(3) グローバル化※の進展

現在の社会は、グローバル化が加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、こうした課題を解決するため、国際連合は「持続可能でよりよい世界を目指す国際指標（SDGs※）」を掲げ、各国に取組を求めています。その中で教育の役割が注目されており、日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション能力等を育成していくことが重要です。

本市においては、これまで外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）のバランスのとれた授業改善を進めており、引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

※ グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを超えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

※ SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略語で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(4) ICT※の活用などによる学力向上への取組

経済協力開発機構（OECD）が2018年に実施した、生徒の学習到達度調査（PISA2018）において、日本の学力は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き、安定的に世界のトップレベルにあるものの、読解力については、OECD平均より高得点のグループに位置しているが、前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下しているとの結果でした。

また、生徒のICTの利用状況については、日本は、学校の授業での利用時間が短く、学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向があることがわかっています。

本市においては、未来を切り拓く子どもたちの資質・能力を確実に育成するため、全国学力・学習状況調査の分析結果などを踏まえ、児童生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、ICTを活用した授業の充実を図る必要があります。

※ ICT

Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。

(5) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒に対しては、児童生徒の社会的自立に向けた様々な支援が行われていますが、不登校児童生徒数は高い水準で推移しており、喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年3月には国において法に基づく基本的な方針が策定されました。

本市においても、赤穂市不登校問題対策委員会等において、情報交換を図るほか、市内全中学校に心の教育相談員を配置し、不登校の兆候が見えた児童生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援の研究を進めるとともに、不登校児童生徒に対しては、赤穂市青少年育成センターに設置したふれあい教室(適応指導教室)等を活用し、教育相談や学習支援に取り組んでいます。今後は、不登校児童生徒へのオンライン授業など、さらなる支援に取り組む必要があります。

(6) 働き方改革

働き方改革関連法の成立により、労働者の時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする気運が高まり、学校においても、教職員の多岐多様にわたる業務が、長時間勤務となっている実態から、働き方改革は急務となっています。

本市においても、教職員のこれまでの働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進めることにより、教職員自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対する効果的な教育活動の実現につなげるなど教育の質の向上を図ることが重要です。

(7) 学習指導要領の改訂

全国統一の教育水準を保つための教育課程(カリキュラム)の基準である学習指導要領が改訂され、小学校は令和2(2020)年度から、中学校は令和3(2021)年度から新たな学習指導要領(以下、「学習指導要領」という。)の下での教育となりました。

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点での授業づくり、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱となる資質・能力をバランスよく育むことを目指しています。

また、予測できない社会変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが求められています。そのため、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値につなげていくことができるコミュニケーション能力などの資質能力の育成を目指します。

(8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

「新型コロナウイルス感染症」により、令和2年3月、学校が臨時休業となる等、コロナ禍において長期的な対策が求められる中、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、学校園所における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した学校園所運営を継続していく必要があります。国においては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や、これに基づく衛生管理マニュアル等が示され、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を避けることや、「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」の導入などが必要とされています。

本市においても、各学校園所にマスク、消毒液等の感染症予防に係る物品の配備を進めるほか、水道蛇口の自動水栓化、トイレの洋式化をはじめ、オンライン授業などのICT^{*}環境の活用等を含めた新たな学校教育・幼児教育・保育を進めていく必要があります。

また、これまで経験したことがない状況下で、教育委員会と学校園所とは、これまで以上に一体となり、様々な課題によりスピーディに対応していくことが重要であります。

※ ICT：P7の注釈参照

(9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

社会教育施設は、地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。また文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についてもこれまで以上に重視する方向性となっています。

そこで、社会教育施設の役割や文化財の保存と活用のあり方については、学校教育との連携をさらに充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことが求められています。

2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接する面積 126.85 km²のまちです。また本市の気候は、晴の日が多く雨が少ない典型的な瀬戸内海型気候区に属しています。市内には、J R山陽本線に1駅、J R赤穂線に4駅があり、このうち播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。また赤穂インターチェンジがある山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などの幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されています。市域には、縄文・弥生時代の生活を偲ばせる遺跡のほか、「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、市内には国指定史跡の赤穂城跡を中心として赤穂義士ゆかりの神社仏閣や城下町の佇まい、風情ある歴史的なまち並みが残る坂越地区、近年認定された二つの日本遺産[※]など様々な歴史・文化遺産が点在しています。

また、瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や赤穂温泉、さらには国指定天然記念物の生島樹林などがあり、豊かな自然と歴史が調和しています。

教育施設は、令和2年度現在、公立小学校10校、公立中学校5校、公立幼稚園10園、公立保育所6所、私立保育所1所、私立認定こども園1園、県立赤穂高等学校、県立赤穂特別支援学校、関西福祉大学があり、また教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、学校給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など23の施設があります。

※ 日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

本市では、平成30年5月に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、令和元年5月に認定された『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の二つが日本遺産に認定されている。

3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題

本市は、温暖な気候や豊かな自然環境、また歴史・文化遺産に恵まれた地域ですが、少子高齢化、国際化、高度情報化の波や核家族化に伴う社会構造の変化、子どもたちを取り巻く環境の変化は、次第に顕著になってきています。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、本市も例外ではなく、国勢調査に基づけば2000年(平成12年)以降、人口減少傾向の中で推移しており、2015年(平成27年)には5万人を下回り48,567人となっていますが、今後も人口減少が続き、2030年(令和12年)には41,000人程度と想定されています。

こうした状況の中で、保育所・幼稚園等の利用児童数は、出生数が減少する一方、保育ニーズの増加や3歳児保育開始による利用者増によりほぼ横ばいとなっていますが、小学校10

校の児童数は、平成 23 年度約 2,900 人でしたが、令和 2 年度約 2,300 人と減少しています。

中学校においても生徒数の減少が続いており、それに伴って教員配当定数も少なくなり、すべての教科担任を配置できない中学校が生じている状況です。

一方、少子高齢化、高度情報化が進むなかで、子どもから高齢者までもが生き甲斐をもって楽しく主体的に学び続ける生涯学習*社会の充実が重要な課題となっています。従来の趣味、教養、健康づくり等の個人の要望に応えられる生涯学習を尊重しつつも、社会の要請に基づく生涯学習の振興が求められており、学びの成果をより地域や社会のために活用し、地域全体の豊かさにつながる仕組みづくりを構築していくことが重要です。

※ 生涯学習：P 6 の注釈参照

(2) 個人の価値観や市民意識等の多様化

現代は、人々の価値観がますます多様化する傾向にあり、本市においても例外ではありません。生活様式や市民意識も都市化し、他人との関わりや地域との関係も希薄化する傾向がうかがわれ、家庭や地域の教育力の低下も取りざたされるようになりました。豊かな人間性は、多様な人間関係のなかでこそ育まれますが、一方で社会性や規範意識、社会の一員としての自覚の醸成が十分でない状況が危惧されます。また、市民の安全を脅かすような事件も発生しており、子どもたち自身の安全意識と自己防衛力を高める指導を推進するとともに、関係諸機関と連携し、住民の参画と協働により、社会の安全確保のための取組を更に推進する必要があります。

学校においては、コミュニケーション能力の不足から人間関係をうまく築けない子どもたちの増加や学ぶ意欲や善悪の判断力の低下、生徒指導上の諸問題などへの対応が喫緊の課題となっています。

これらの現状を受け、家庭や地域、学校が連携して子どもたちを健全に育てなければならぬという気風の高まりや活動が広がりつつあります。各学校に設置した学校運営協議会を基盤とした地域ぐるみで子育てを推進する考え方で学校教育の充実と地域の活性化を図ることで将来の明るい展望を目指す取組を進めています。

(3) 多文化共生社会の到来

社会の国際化への動きは、本市においてもますますその速度を増しています。本市には、約 400 人の外国籍の方が住民登録され、その子どもたちが市内の学校で学んでいます。なかには、児童生徒、保護者に日本語指導をはじめ様々なサポート体制が必要な場合もあり、そのサポート体制を整えておく必要があります。

小中学校への外国語指導助手（ALT）の配置など、国際理解教育の充実を図り、それぞれに違う文化や習慣をお互いに理解し、尊重していく多文化共生の視点に立ち、自らの考えをしっかりと相手に伝えるコミュニケーション能力を育てていくことが大切です。

(4) 情報化社会への対応

現在、超スマート社会（Society5.0）※の実現に向けて、AI※、ビッグデータ※の活用など技術革新が急速に進んでいます。

本市においても、情報化社会への対応として、必要な情報を選択し活用していく能力を育成したり、情報化社会のルールや情報セキュリティに関して適切な指導を行うとともに、情報モラル※を醸成することがますます重要になっています。そのため、学校における情報教育を通して、プログラミング的思考※の育成や有効な情報を取捨選択し活用する能力、情報モラルを高めていきます。

また、家庭や地域全体で、子どもたちがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通したトラブルに巻き込まれないように見守り、指導していくことも重要です。

各学校及び青少年育成センターにおいて、トラブルを未然に防ぐための正しい情報の扱い方を児童生徒だけでなく、保護者に対して啓発などするとともに、万が一、トラブルに巻き込まれた場合、その対応策について相談できる体制の充実を図っていきます。

※ 超スマート社会（Society5.0）：P5の注釈参照

※ AI：P5の注釈参照

※ ビッグデータ：P5の注釈参照

※ 情報モラル

情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報のあり方についての基本的なマナーや道徳。

※ プログラミング的思考

自分が意図する一連の行動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば意図した活動に近づくかということを論理的に考えていく力のひとつ。

(5) 環境保全活動への取組

世界的な経済活動の拡大に伴い地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模の環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりを見せており、東日本大震災を契機として再生可能エネルギーの利用や省エネルギーなどの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが必要です。

これらの現状を受け、環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育てていくことが大切です。

(6) 教育施設等の維持管理

本市には、教育施設として公立小学校 10 校、公立中学校 5 校、公立幼稚園 10 園、公立保育所 6 所、県立赤穂高等学校、県立赤穂特別支援学校、関西福祉大学があり、また教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など、多くの施設があります。その多くが経年劣化により、毎年修繕が必要な状況ですが、学校施設をはじめとした各施設の計画的な整備を進め、維持管理していく必要があります。

(7) 保育所待機児童の解消

女性の社会進出などにより保育ニーズが高まり、全国的に都市部を中心に待機児童が社会問題化しています。国においては「子育て安心プラン」、「新子育て安心プラン」により、保育の受け皿となる認定こども園や地域型保育事業等の整備を進めており、各自治体の取組により減少傾向にあるものの、令和2年4月1日時点で12,439人の待機児童が生じています。

本市においても、平成30年度に初めて待機児童8人（4月1日時点）が発生し、令和元年度には1人、令和2年度には46人の待機児童が発生しました。これまで、平成24年度から教育委員会に保育所・幼稚園を所管する「こども育成課」を設置し、預かり保育の実施や3歳児保育の実施、また保育士資格・幼稚園教諭免許の両方を所持する職員を採用するなど、幼保一体化に向け取り組んできましたが、多様化・増大する保育ニーズに対応できていません。

誰もが安心して子育てができる社会を実現するために、待機児童の解消に向けた抜本的な取組が求められています。

(8) 新型コロナウイルス感染症に対応した新しい時代の学校教育

新型コロナウイルス感染症については、社会全体が長期的に対応していくことが求められており、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、あわせて感染者に対する差別や偏見の防止など、人権にも十分配慮したうえで、学校運営を継続していく必要があります。

また、学校教育において、感染拡大の状況にかかわらず、子どもたちの学びを最大限に保証していくために、臨時休業を行わなければならない場合であっても、子どもたちが学びを継続できる体制を整備する必要があります。

第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進

(1) 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

現状と課題

- ◆希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- ◆「生きる力」を育むための創意工夫を活かした特色ある教育活動の展開が必要です。
- ◆小学校における外国語の教科化によるグローバルな人材育成が必要です。
- ◆SNS※、インターネットの普及により多発する問題への対応が求められています。
- ◆健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- ◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- ◆コミュニティ・スクール※を核とし、学校・家庭・地域が連携した教育活動の展開が必要です。
- ◆予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- ◆GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の整備とその活用が必要です。

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWeb サイトにおける会員制サービス。

※ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5においてコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が規定され、保護者や地域住民が合議制の機関である学校運営協議会を通して一定の権限と責任を持って学校運営に参加し、よりよい教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組み。

基本方針

赤穂の自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育、人づくりを進め「生きる力」を育みます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、学校園所と保護者・地域と一緒に協働しながら子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園所づくりを進めます。

また、学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育※などの充実を図ります。

※ プログラミング教育

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 就学前教育・保育内容の充実 (P. 18)
- 実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の充実 (P. 19)
- 実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備 (P. 19)
- 実践目標 4 幼保一体化の推進 (P. 20)
- 実践目標 5 「確かな学力*」、「豊かなこころ」を育む教育の推進 (P. 21～P. 24)
- 実践目標 6 「すこやかな体」の育成 (P. 24)
- 実践目標 7 特別支援教育の充実 (P. 25)
- 実践目標 8 コミュニティ・スクール等による地域協働の充実 (P. 25～P. 26)
- 実践目標 9 学校施設の整備 (P. 26)
- 実践目標10 情報教育環境の向上 (P. 26)

※ 確かな学力

知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など。



(2) 未来を拓く青少年の若い力を育てる

現状と課題

- ◆都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年育成が求められています。
- ◆地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- ◆幼児・児童・生徒のさらなる多様化と個性化に対応した指導や教育相談活動の継続・拡充を目指し、指導内容の充実と教育相談窓口の充実が必要です。

基本方針

学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年がすこやかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

また、公民館や学校運営協議会等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用充実を進めます。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 青少年健全育成の推進 (P. 27)
- 実践目標 2 家庭教育の充実 (P. 27)
- 実践目標 3 指導相談活動の充実 (P. 27)
- 実践目標 4 教育と福祉の連携充実 (P. 28)
- 実践目標 5 学ぶ機会の保障 (P. 28)



重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

(1) 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

現状と課題

- ◆個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- ◆公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- ◆個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- ◆図書館では、市民の読書活動促進のため、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も新着図書案内、話題の本・ふるさと情報コーナー等の設置による図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- ◆市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民が安心して利用できるために、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- ◆健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対しての目的や内容が多様化しています。市民のニーズに合ったスポーツ活動の推進が必要です。
- ◆少子化によって部活動・スポーツ少年団員が減少しており、地域によるサポート、また地域間の交流を促進した活性化が求められています。

基本方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館づくりに取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内、話題の本・ふるさと情報など図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充及び有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 子育て支援の充実 (P. 29)
- 実践目標 2 生涯学習の推進 (P. 30)
- 実践目標 3 図書館サービスの充実 (P. 30～P. 31)
- 実践目標 4 各種スポーツ施設の充実 (P. 31)
- 実践目標 5 スポーツ活動の推進 (P. 32)

(2) 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

現状と課題

- ◆地域の多様な歴史文化遺産が周知されないまま消滅する危機にさらされており、積極的な顕彰と保護を図っていくことが必要です。
- ◆日本遺産※をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっているため、普及活用手段の充実が求められています。
- ◆市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあるため、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- ◆少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- ◆豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ◆芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設及び設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援を促進することが必要です。

※ 日本遺産：P 9の注釈参照

基本方針

本市には二つの日本遺産が認定されているなど、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根差した歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めます。このため、市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高めるように取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会の充実を図り、歴史文化遺産を活かした文化の薫るまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 (P. 33)
- 実践目標 2 歴史文化遺産の市民への周知 (P. 33～P. 34)
- 実践目標 3 文化施設と文化芸術活動の充実 (P. 34)
- 実践目標 4 特色ある文化活動の推進 (P. 35)

第4部 5年間の取組の具体的内容

重点目標1 次世代を担う人材を育てる教育の推進

基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

施策の取組

実践目標1 就学前教育・保育内容の充実

① 生涯にわたる人格の形成

生涯にわたる人格形成の基礎を培かえるよう、保育所、幼稚園、家庭、地域社会との生活の連続性を踏まえ、乳幼児期にふさわしい環境（人的・物的）のもと、いろいろな遊びや活動を通して、人やものに関わる力や健康で安全な生活態度、基本的生活習慣を身につけていきます。

② 保育士・幼稚園教諭の資質・能力向上

保育士・幼稚園教諭の資質・能力の向上のため、各園所内での研鑽に努めるとともに、研修を積みみます。幼児教育・保育の専門家として「非認知的能力」への理解を深め、乳幼児の発達、人権教育、特別支援教育、年齢に応じた保育内容（専門知識・実技）、感染予防等について社会情勢を踏まえた研修を行います。

③ 感染症予防に配慮した保育の実施

乳幼児の安全確保を第一に考え、感染予防に努めるとともに、新しい生活様式の中でも、乳幼児の発達を促すことができるよう、実情に合わせて柔軟に保育内容や行事を見直していきます。

④ 子育て支援体制の充実

地域における子育て支援の拠点として子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談の窓口として子育てをする親の不安や負担感を軽減する役割を担います。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
幼児教育・保育研修の実施回数	回	53	60
園所長研修の実施回数	回	0	3
公立・私立就学前教育・保育施設合同研修の実施回数	回	2	5

実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の確保

① 待機児童の解消

令和2年度には待機児童46人が発生し、待機児童の解消は喫緊の課題です。保育人材の確保、預かり保育の拡充、既存施設の有効活用により、民間事業者とも連携しながら、利用希望に応じた保育の提供体制を確保し、待機児童の解消を図ります。

② 3歳児保育の拡充

平成30年度より3歳児保育を試行的に開始しました。これまでの実績を踏まえ、3歳児保育の利用ニーズの動向を見極めながら、希望者全員が3歳児保育を利用できる体制整備を進めます。

③ 預かり保育の充実

新たに3歳児の預かり保育を実施し、幼保一体となって保育ニーズの受け入れ枠を拡大するとともに、保護者ニーズに対応した質の高い預かり保育を提供します。

④ 保育人材の確保

「保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス」を実施し、有資格者や、将来、保育所・幼稚園で働きたいと考えている学生等に幼児教育・保育の魅力をアピールし、保育人材の確保に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
保育所待機児童の人数(4月1日現在)	人	8	0
保育士・幼稚園教諭就職支援ガイダンス参加人数	人	13	20

実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備

① 設備、教材等の充実

遊具などを計画的に整備、維持補修、更新するとともに、熱中症対策や感染症対策に必要な設備を整備し、安全な保育環境の整備を進めます。

また、発達段階に応じた絵本や図書を計画的に購入し、図書の充実に努めます。

② 施設の老朽化・耐震化対策の推進

保育所・幼稚園舎の経年劣化が進行しています。幼稚園の耐震化については、文部科学省基準に基づき耐震化率100%を達成していますが、一部の園舎及び保育所については施設の老朽化を勘案したうえで耐震診断を実施していないため、耐震性の確保ができていません。

来るべき大地震から児童を守るため、地域ごとの就学前教育・保育施設の配置状況や、就学前教育・保育ニーズの動向を踏まえ、幼保一体化を推進する観点から施設整備について検討します。

実践目標 4 幼保一体化の推進

① 幼保一体化の推進

待機児童問題や就学前教育・保育ニーズの偏在に対応するため、「子ども・子育て支援新制度※」が導入され、地域の実情に応じて就学前教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及が図られています。

本市においても、幼稚園預かり保育・3歳児保育の実施など、幼保一体となって多様化・増大する教育・保育ニーズに対応してきましたが、平成30年度以降、待機児童が発生し、その他にも施設の老朽化、少子化の進行、保育人材確保などの諸課題が生じています。

これらの諸課題に対応するため、本市の実情に応じた「認定こども園」の導入及び就学前教育・保育施設のあり方について検討を進めます。

※ 子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に子ども・子育て支援法など「子ども・子育て支援3法」が成立し、平成27年度から子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始された。

② 幼保の人事交流

幼保一体化を更に推進するため、保育所と幼稚園の人事交流を行います。

保育所保育指針※と幼稚園教育要領※が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が共通して示されるなど整合性が図られました。更に保幼小の接続も重要になってきています。これまで保育所・幼稚園がそれぞれ積み重ねてきた専門的な知識や技術・経験を集積し、将来を見据えたより質の高い幼児教育・保育を提供することを目指します。

※ 保育所保育指針

保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について厚生労働省が示したものの。

※ 幼稚園教育要領

幼稚園が従うべき幼稚園教育の基本や保育内容に関する基準について、文部科学省が示したものの。



実践目標5 「確かな学力[※]」、「豊かなこころ」を育む教育の推進

① 「わかる授業」「楽しい授業」の創造

「児童生徒とともに創る授業」「児童生徒のわかりたいという願いに応える授業」を常に念頭におき、児童生徒の学びを中心にした教材研究や指導方法の工夫改善に取り組み、「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」を味わわせる授業を創造することにより、児童生徒一人ひとりの学習意欲を喚起し、確かな学力[※]の向上を図ります。

※ 確かな学力 P14の注釈参照

② 授業改善と個に応じた学習の充実

学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。また、多様な子どもたち一人ひとりの能力や適性等に応じて、子どもたちの意欲を高め、やりたいことを深められる学びを保障する「個別最適化された学び」の実現に向けた取組を進めます。

③ 教職員としての資質と実践的指導力の向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性を涵養するため、計画的に研修を実施し、専門性と実践的指導力の向上を図ります。

④ 教職員の勤務時間の適正化と心身の健康づくり

業務内容の見直しや校務の情報化、共有化等効率的な学校運営に努め、勤務時間の適正化を図ることで、教職員の心身の健康づくりを進めるとともに、児童生徒と向き合う時間を多く確保して、こころの通い合う教育を推進します。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
資質・能力の向上のための研修の実施回数	回	15	15

⑤ 幼保小連携教育の推進

幼保小の保育士・教諭が互いの教育について理解を深めたり、幼児と児童の交流活動を教育課程に位置付けたりするなど、幼稚園・保育所と小学校との連携教育を充実させます。

⑥ 小中連携教育の推進

学習指導要領の改訂により新設された小学校「外国語科」や、特別活動を要としたキャリア教育[※]の充実など、小学校での学びが中学校へと確実に引き継がれるような取組の充実を図ります。また、小中学校教員の授業研究に関する交流を充実させ、児童生徒一人ひとりの豊かな学びへとつなげるための効果的な方法について研究します。

※ キャリア教育

社会や職業に関わる様々な学習活動の機会を設け、青少年が自己と社会について多様な気づきを得ることを通して、自己の生き方についての考えを深める教育のこと。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
小中学校教員相互の交流授業の実施回数	回	45	45

⑦ ふるさと意識を醸成する教育の推進

地域や家庭と連携した地区清掃や海岸清掃等の地域環境整備への積極的な参加を促し、各教科等における調べ学習や地域取材等を通して、郷土の歴史・自然・偉人・環境保全などについての学習を推進します。

⑧ 赤穂義士を語れる児童生徒の育成

赤穂に育つ児童生徒に対して赤穂義士に関する学習を進めることにより、郷土と日本の文化や歴史について一層の理解を深めます。郷土を愛し、義士の遺風を守り伝えるこころ豊かな児童生徒の育成を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
子ども赤穂「忠臣蔵」検定 [※] の合格率	%	97.7	98.0

※ 子ども赤穂「忠臣蔵」検定

各学校における義士指導を通して赤穂義士への知識・理解を深めるとともに、興味・関心を高め、ふるさと赤穂に対して愛着と誇りを持つ児童の育成を目指して、小学校6年生を対象に子ども赤穂「忠臣蔵」検定を実施している。

⑨ 国際理解教育の推進

我が国の文化と歴史を知り、外国との違いを感じ取る学習を通して、世界の中の日本が担う役割やこれからの国際理解・国際協力についての学習を推進します。また、地球規模の感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、世界の国々との相互影響や諸課題の解決に向けた「持続可能でよりよい世界を目指す国際指標（SDGs[※]）」の視点に基づいた学習活動を推進します。

※ SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）：P6の注釈参照

⑩ 国際感覚豊かな子どもの育成（外国語教育の充実）

小学校外国語の教科化（5・6年生）に伴い、小中学校の英語教育の接続充実を図ります。また、外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会の充実により外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、外国の言語・歴史・文化・伝統等を一体的に学ぶ取組を推進します。

⑪ 情報発信技術の活用

情報技術の進化が日々の生活や社会にもたらす恩恵と問題について考えることや、多様な情報手段を目的に応じて効果的に選択し活用する学習活動の充実を図ります。

⑫ プログラミング教育※の充実

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を通して、身近な生活にコンピュータによるプログラミングが活用されていることを知り、これらをよりよい生活や社会づくりに生かしていこうとする態度を育てます。

※ プログラミング教育：P13の注釈参照

⑬ 体験教育の充実

小学校での環境体験（3年生）・自然学校（5年生）、中学校でのトライやるウィーク（2年生）に代表される体験教育を通して、試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方についての学びの充実を図ります。

⑭ 防災教育の充実

地震・津波・気象災害等の地域実態に応じた避難訓練や平時からの備えについての学習を推進するとともに、命の大切さやボランティア精神の重要性などを学ぶ防災教育を推進します。

⑮ 人権教育の充実

学校・家庭・地域等において、人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いの個性と人格を認め合いながら共生する社会の実現に向けて主体的に取り組む実践力を育成する人権教育を推進します。

⑯ 道徳教育の充実

新たに教科化された「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進し、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的な指導を展開します。また、「個性の伸長」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」といった道徳的価値の内在化を図り、道徳的実践力の育成を目指します。

⑰ 感染症対策を講じた上での学びの保障

新型コロナウイルスをはじめとした様々な感染症の拡大状況においても、感染症対策を講じながら最大限子どもたちの健やかな学びを保障することを旨とした教育活動を展開していきます。また、各学校園において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づいた環境整備や教育活動を行っていきます。

実践目標 6 「すこやかな体」の育成

① 「早寝 早起き 朝ごはん」運動の推進

学校・家庭・地域社会が連携を強化し、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、疾患を予防する態度を養うとともに、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進します。

② 学校体育の充実

体育学習を通して、運動の特性や魅力に触れ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、体力テストの計画的実施や体育の授業改善などにより児童生徒の体力向上を目指します。

③ 学校における「食育[※]」の推進

家庭科での調理実習や作物栽培等を通して食への関心を高め、健康教育を推進するとともに、地産地消の献立づくり、旬と食文化の理解など学校給食を活用した「食育」の取組を推進します。

※ 食育

「食育基本法」によると、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とこととされている。とりわけ、子どもたちに対する食育については、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるもの」と規定され、「食育推進基本計画」により、学校における食育の推進が重要視されている。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
体力・運動能力調査結果の向上	項目	4割が県平均以上	5割が県平均以上

実践目標 7 特別支援教育の充実

① 支援・指導体制の充実

個別の指導計画や個別の教育支援計画等を活用し、幼児児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた専門的かつ適切な支援・指導体制に向けた取組を充実します。

② 就学指導・進路指導の充実

個別の指導計画や個別の教育支援計画等の確実な引継ぎを通して、児童生徒の将来の社会的自立と自己実現に向けた適切な就学指導・進路指導を充実します。

③ 自立と積極的な社会参加への支援

県立赤穂特別支援学校等との連携を充実させ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域社会において自立し、積極的な社会参加ができるよう支援します。

④ 相談体制の充実

地域社会や関係機関等との連携強化を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中核とした校内での共通理解に基づいた相談体制の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
小中学校の特別支援教育指導補助員の人数	人	9	15

実践目標 8 コミュニティ・スクール[※]等による地域協働の充実

① 学校園・地域の協働文化の構築

幼稚園での評議員会や小中学校に設置した学校運営協議会において、目指す学校園づくりを共通理解し、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組みます。

※ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)：P 13の注釈参照

② 地域参画による教育活動の充実

学校園において、地域の環境や歴史等を教育活動に反映させるとともに、地域人材の得意分野を生かした授業補助や教育活動の充実を目指します。

③ 地域人材の積極的な活用の推進

地域人材を活用した教育活動を支援するため、人材バンクの充実や学校園のニーズと学校支援者の橋渡しをする地域コーディネーターを育成します。

④ 大学等との連携の充実

関西福祉大学等との連携を強め、学習・生活・部活動等の教育活動への支援を通して、幼児児童生徒の豊かな学びを支える取組の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
地域人材を活用した取組数	回	3	9

実践目標 9 学校施設の整備

① 長寿命化の視点にたった整備

学校施設の長寿命化計画に基づき、施設の老朽化に伴う改修を計画的に進め、児童生徒が過ごしやすい安心・安全な環境づくりを推進します。

② 予防保全による計画的な整備

建物劣化や破損などによる事案が発生してから保全を行う「事後保全」による改修から、長期的視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考え方を取り入れ、施設の長寿命化を推進します。

③ 学校給食センターの建替整備

安心・安全な学校給食を安定的に提供するため、老朽化している学校給食センターの建替整備を進めます。

実践目標 10 情報教育環境の向上

① 学校ICT環境の整備と活用

GIGAスクール構想^{*}を実現するため、タブレット端末等のICT機器が安心・安全・快適に活用できるようICT環境の整備を更に進めるとともに、ICTを有効活用した学習活動の工夫・改善を推進します。

※ GIGAスクール構想：P5の注釈参照

基本施策2 未来を拓く青少年の若い力を育てる

施策の取組

実践目標1 青少年健全育成の推進

① 青少年の好ましい環境づくりの構築

青少年が好ましい環境で成長できるよう、学校・家庭・地域社会が緊密に連携し、一体となったネットワークシステムの構築を図ります。

② 地域ふれあい活動の推進

地区ふるさとまつりや三世代交流事業、地域美化清掃活動など、青少年が参加する地域行事やボランティア活動を推進します。

③ 地域社会と協働した事業の推進

民生委員児童委員や主任児童委員、青少年育成推進委員をはじめとする地域社会の関係者と協働した青少年健全育成推進事業を推進します。

実践目標2 家庭教育の充実

① PTA活動への支援

PTA活動を地域とともに支援し、家庭教育学級等を通して、家庭の教育力の向上を図ります。

② 学校園・地域の協働文化の構築（再掲）

幼稚園での評議員会や小中学校に設置した学校運営協議会において、目指す学校園づくりを共通理解し、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組みます。

実践目標3 指導相談活動の充実

① 指導・相談活動の充実

不登校やいじめ問題などの児童生徒が抱える悩みや課題に対して、いつでも対応できるように、心の専門家としてのスクールカウンセラーを各校に配置し、相談・支援体制の充実を図ります。

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
スクールカウンセラーの各校配置(連携校を含む)	校	15	15

実践目標 4 教育と福祉の連携充実

① スクールソーシャルワーカーとの協働による相談体制の充実

児童生徒に対する身体的虐待やネグレクト等、学校だけでは解決困難な課題に対して、学校・家庭・地域・関係機関の連携強化を図り、総合的な課題解決への調整役としてのスクールソーシャルワーカーの活用による課題解決を目指します。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置	校	15	15

実践目標 5 学ぶ機会の保障

① 教育関係施設との連携

関西福祉大学等市内の教育関係施設において、市民に福祉やボランティアの学習の場が有効に提供されるよう、連携した取組を進めます。

② キャリア教育の充実

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア形成を支援するキャリア教育^{*}を推進し、児童生徒が自分の将来の生き方に夢と希望を持てる学習活動を推進します。

^{*} キャリア教育：P 2 2の注釈参照



重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

基本施策 1 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

施策の取組

実践目標 1 子育て支援の充実

① 子育て学習活動の充実

子育ての負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、未就園児とその親が気軽に集い、交流を図る場の提供や子育てに関する悩み等を気軽に相談できる場の提供により、子育て中の親を支援し、自主的・主体的に生きる子どもの育成に努めます。

② 放課後児童の健全な育成の取組

保護者が放課後に就労等により家庭にいない児童が健やかに成長できるように適切な遊びや生活の場を提供するアフタースクールや、地域の方々の協力を得て子どもたちが学習や交流活動を行い安全で安心して過ごせる場を提供する放課後子ども教室等を実施し、安全な居場所の確保と児童の健全な育成に取り組みます。

③ 学校給食費の負担軽減の取組

第3子以降の園児、児童生徒の学校給食費を負担する保護者に対して、学校給食費を補助するなど、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
アフタースクール登録児童数	人	486	620



実践目標 2 生涯学習の推進

① 生涯学習機会の充実

子どもから高齢者まで人生 100 年時代[※]に対応した市民の学習ニーズや地域の実情に応じた公民館講座を開設するなど様々な学習機会を提供します。

※ 人生100年時代：P 6 の注釈参照

② 市民の自主的な学習活動の支援

地域住民が学習活動を行う団体を新たな公民館登録サークルとして認定し、活力ある地域コミュニティの形成に繋がります。

③ 総合的な生涯学習推進体制の整備

市民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するために、多様化する市民ニーズに対応した生涯学習の推進体制を整備します。

④ 公民館登録サークルへの参加呼びかけ

公民館登録サークルの担い手が高齢化していることから、公民館登録サークルの活動内容等の情報発信を行い、市民の幅広い世代に参加を呼びかけます。

⑤ 生涯学習施設の計画的改修

経年劣化が進む公民館が多い中で、住民が安心・安全に利用できるためには、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に取り組むとともに、設備の見直しを進めることにより、施設の長寿命化を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
公民館登録サークル利用者数	人	41,265	43,000

実践目標 3 図書館サービスの充実

① 計画的な図書整備

個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書の整備・充実を図ります。

② 図書館情報の発信

市民の読書活動支援・促進のため、新着図書案内の発行や、話題の本・ふるさと情報コーナーなどの設置による図書館情報の積極的な提供・発信に努めます。

③ 図書館サービスの充実

館内図書の貸出・閲覧だけでなく、市民のニーズに合った講座や教室を実施するとともに、東備西播定住自立圏及び播磨圏域中枢都市圏域内の図書館との連携事業や、県内外の図書館との相互貸借の推進など、サービスの充実を図ります。

④ 図書館活動の充実

図書館ボランティアの登録・育成に努めるとともに、図書館を利用する活動団体の育成・支援を行い、生涯学習機会の充実・創出を図ります。また、学校園所や地域との連携を図りながら、子どもの読書活動をより一層推進します。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
図書館における活動団体数	団体	60	70

実践目標 4 各種スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の整備

市民のだれもがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、楽しく安全にスポーツに親しむことのできる環境を確保するため、市民のニーズに合わせて、地区体育館や学校開放施設等、スポーツ施設における備品整備の充実を図ります。

② 運動施設の利用促進

一人でも多くの市民が、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動の機会を充実させるため、東備西播定住自立圏域内の公共施設等の情報を提供するとともに、相互利用など広域的な運動施設の利用促進を図ります。

③ 運動施設の計画的な維持補修・更新

経年劣化が進んでいるスポーツ施設については、長寿命化計画を策定し、安全性と利便性の向上に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
各種スポーツ施設の利用者数	人	506,228	515,000
スポーツ大会の参加人数	人	16,765	19,000

実践目標5 スポーツ活動の推進

① 生涯スポーツの促進

市民がそれぞれの目的・年齢・体力に応じてスポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を送ることのできる生涯スポーツの促進を図ります。

② 観光施策との連携

赤穂の魅力と活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂を全国に発信するために、観光施策と連携した「赤穂シティマラソン大会」や広域スポーツ大会の開催、また姉妹都市、義士親善友好都市との交流大会の拡充を図ります。

③ スポーツ団体の育成・強化

身体能力や技術力の向上を目的として、市体育協会などが従来から推進してきた競技大会やスポーツ教室を促進するとともに、市体育協会と小学校・中学校・高等学校・大学等との連携による指導体制の充実を図ります。

④ スポーツ指導者の充実

競技力の向上を目指す市民のために、市体育協会や小学校・中学校・高等学校・大学等と連携して経験豊かな指導者を確保するとともに、これらの人材を活用した講習会の開催などにより、スポーツ団体指導者のスキルアップを図ります。

⑤ 部活動の育成・強化

競技種目の専門的な知識技能を有する外部指導者の活用を充実させ、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動指導体制の適正化を図ります。また、休日の部活動の段階的な地域移行を見据え、指導や大会への引率を担う地域人材の確保等について検討を進めます。

⑥ 地域と連携した行事等の開催

地域の自然を活かした市民の健康づくりとして「赤穂トレックウォーク」や、西播磨県民局による「西播磨山城復活プロジェクト」と連携したイベントを開催し、健康づくりとともに、地域の自然・歴史などの様々な地域資源にふれあいながら、楽しむことのできるイベントを推進します。

〈主な目標指標〉

指 標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
スポーツ少年団登録者数	人	724	750
部活動指導員登録者数	人	2	5
地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等参加者数	人	0 (H30実績 36)	100

基本施策2 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

施策の取組

実践目標1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備

① 歴史資源の保全整備

国指定史跡赤穂城跡をはじめ、市内各地区の歴史的な特徴を形成している歴史資源の保全整備を推進し、本市の豊かな歴史文化の魅力を向上させることによって、市民が歴史や文化に親しめる環境づくりや、観光振興にも積極的に活用できるよう取組を進めます。

② 各種文化財の調査研究

二つの日本遺産^{*}をはじめ、本市の多様で豊かな歴史文化遺産を顕彰するため、様々な文化財の掘り起こしと調査研究を推進し、調査成果を記録として刊行するとともに、資料のデジタル化を推進し積極的な公開と観光振興などに活用を図ります。また、重要なものについては指定文化財等に指定し、その保存と顕彰に努めます。

※ 日本遺産：P9の注釈参照

〈主な目標指標〉

指標	単位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率	%	74.1	95
文化財の顕彰・記録の調査報告書通巻号数	号数	93	105
市指定文化財 [*] の指定件数	件数	53	60

※ 市指定文化財

- ・本市の区域に存する文化財のうち、本市にとって重要なものを市指定文化財に指定したもの。
- ・市指定文化財を指定するには、あらかじめ本市文化財保護審議会に諮問し、調査審議結果の答申に基づき指定される。

実践目標2 歴史文化遺産の市民への周知

① 歴史文化資料の作成・公開・活用の充実

『図説赤穂市史』や『赤穂市史史料集』など、市の歴史文化に関する書籍や資料を作成し、普及啓発に努めます。

② 文化財保存・公開施設の充実

市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図り、多くの人々が本市の歴史文化に親しめる環境づくりを推進します。このためにも、施設の適正な維持管理と充実を図るとともに、企画展示や体験教室等を開催するなど、積極的に市民が歴史文化に触れる機会を提供します。

③ 歴史・伝統文化の継承と普及

人々の生活に根づいてきた生活文化・習俗・祭礼・民俗芸能・生産技術などの地域の伝統文化は、地域の貴重な歴史文化遺産であるだけでなく、地域の活性化・世代間交流・まちづくりなど、地域のコミュニティの維持形成にも重要な役割を果たすことが期待されています。このため、伝統文化の調査と記録を充実するとともに、次世代への継承を支援します。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
文化財公開施設※の入館(園)者数(6ヵ所)	人	78,850	77,000
講師等の派遣回数(年間)	回	29	40

※ 文化財公開施設(6ヵ所)

赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、有年原・田中遺跡公園、東有年・沖田遺跡公園、旧坂越浦会所、有年考古館。

実践目標3 文化施設と文化芸術活動の充実

① 文化施設の適切な維持管理

文化交流、発信の拠点施設である文化会館等各文化施設については、経年劣化が進んでいるため、計画的に整備を行い長寿命化を図っていきます。また利用者に快適に施設を利用してもらえるよう、適切に修繕を実施するなど安心・安全な環境づくりに努めます。

② 文化芸術にふれる機会の充実

多種多様な方々が鑑賞したいと思う事業、市民文化の向上と芸術家育成のための事業などを実施するとともに、広く情報発信し、市民が多様な文化芸術に触れ、親しむ機会を充実します。また市民の文化芸術活動の機会を創出し、市民文化意識の向上を図ります。

③ 市民の文化活動の支援・育成

芸術文化の担い手の育成支援や自主的に文化芸術活動を行う団体が活動を発表できる場と機会を設けるなど、市民の文化活動の振興と奨励を図ります。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
市民一人当たりの文化会館利用回数	回	2.0	2.5

実践目標 4 特色ある文化活動の推進

① 歴史講座の開催と資料等の収集・展示

本市の歴史遺産や文化遺産に関する講座を開催し、郷土愛を深めるとともに、本市ゆかりの関係資料を収集・展示し情報発信に努めます。

〈主な目標指標〉

指 標	単 位	令和元年度	令和7年度 (目標値)
歴史講座等の実施回数	回	2	2





赤穂観光マスコットキャラクター
「陣たくん」

赤穂市教育プラン (第2期赤穂市教育振興基本計画)

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)
令和3年(2021年)3月

赤穂市教育委員会 総務課

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地
TEL:0791-43-6857 FAX:0791-43-6895
Email kyosoumu@city.ako.lg.jp